

管理者による研修の修了、未修了あるいは中断の基準等を示すことにより、その判断が適切に行われ、全国で臨床研修修了者の水準の確保が図られることを目的とするものである。

なお、臨床研修を行う大学病院においては、臨床研修の機会を提供するに当たって厚生労働大臣の指定を受けることを要しないが、全国で一定以上の臨床研修の水準を確保するためには、大学病院においても、本提言に示す基準に則って評価、修了、未修了及び中断の判断を行うことが必要である。

## 2. 修了の評価・認定についての基本的な考え方

~~評価に当たっては、各臨床研修病院の、臨床研修協力施設~~  
~~は指定審査の際には、臨床研修協力施設を含む~~研修プログラムや  
指導体制等が、医師としての人格をかん養し、幅広く医師として必要な診療能力を身につけることができる内容であり、  
指定基準を満たしているということが既に確認されている。  
ため、原則として、

従って、評価・認定に当たっては、各研修医があらかじめ定められた  
~~臨床研修一定以上~~の期間、研修プログラムに則った研修を行い、  
臨床研修の到達目標が達成されていれば臨床研修を修了したと判断することが適當である。

研修医の評価を行う際には、各分野における評価については担当指導医等が、研修期間を通じた評価についてはプログラム責任者が行い、最終的な評価を研修管理委員会が行う。そして、研修管理委員会の評価に基づいて、管理者が臨床研修の修了を認定することとなっている。臨床研修を実施して